

令和7年4月1日から令和7年12月31日の間に 会津若松市結婚新生活支援事業補助金を受給した皆様へ

令和7年中に本補助金を受給した方は、税の申告が必要な場合があります。以下の内容をご確認の上、申告が必要な方は申告のお手続きをお願いします。

なお、申告にあたっては、補助金交付決定後に郵送しておりました「会津若松市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」をご使用ください。

1. 住宅の賃借費用・リフォーム費用・引越費用で本補助金を受給した方

所得税法及び地方税法上の「一時所得」に該当するため、以下の計算式を用いた計算の結果、所得が発生する方は申告が必要です。

ただし、所得が発生しない場合は課税所得への影響はなく、申告は不要です。

※ 本補助金の他に一時所得に該当する収入（例：生命保険の配当金など）がある場合や他の所得で特別控除を適用している場合などを除きます。

<一時所得の計算式>

（収入金額 － 必要経費（※） － 特別控除額 50 万円）÷ 2 ＝ 【一時所得の金額】

（※）本補助金の必要経費：住民票等の手数料やコピー代金、郵券代等の、本補助金を申請するために必要となった費用のことです。

<申告先について>

申告先	該当する方
①市区町村の税務担当課	給与を1か所から受けており、その給与の全部が源泉徴収の対象となる人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下の方
②税務署	給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超える方または①に該当しない方

2. 住宅の取得費用で本補助金を受給した方

一時所得としての申告は必要ありません。

ただし、「住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）」の申告をされる場合に、本補助金の額を住宅取得費から控除することが必要です。（申告先：税務署）

【お問い合わせ先】

■住民税の申告 会津若松市役所 税務課（市民税グループ） TEL：0242-39-1223

■所得税の申告 会津若松税務署 TEL：0242-27-4311

※令和8年1月1日現在で、会津若松市外へ転出している場合は、お住まいの市区町村の税担当窓口または税務署へお問い合わせください。